

危険物新聞

第 475 号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会
編集人 松 村 光 惟
発行人

大阪市西区新町 1 丁目 5-7
四つ橋ビル
TEL (531) 9717・5910
定価 1部 60 円

平成 5 年度 第 2 回危険物取扱者試験

10月10日、府大で

消防試験研究センター大阪府支部では、平成 5 年度第 2 回危険物取扱者試験を 10 月 10 日(日)、大阪府立大学で次のとおり実施する予定。

- ▷試験 日 平成 5 年 10 月 10 日(日)
乙種 4 類 (午前・午後)
甲種、4 類以外の乙種、丙種 (午後)
- ▷試験 会 場 大阪府立大学 (堺市)
- ▷願 書 受 付 日 9 月 16 日(木)、17 日(金)
- ▷願 書 受 付 場 所 大阪府職員会館

予備講習は 11 会場で

大阪、堺、泉佐野、門真、高槻、摂津

予備講習会は、甲種、乙種 4 類及び丙種について、大阪堺・泉佐野・門真・高槻・摂津など 11 会場で行なわれる。
(8 頁参照)

なお、第 3 回試験時 (平成 5 年 12 月) に際しては、甲種用予備講習は実施しないので念のため。

休日コース・電話予約始まる

休日コースについては定員が少ないので (定員 140 名)、前回と同様に電話による予約受付を行なっている。

希望者は電話 (06-531-9717) で予約されたい。満席になり次第締切りとなるので注意されたい。

6 月の大阪府危険物取扱者試験結果

甲種 (41.7%)、乙 4 (37.9%)

消防試験研究センター大阪府支部では、平成 5 年度第 1 回試験を 6 月 6 日(日)及び 13 日(日)、府立大学で実施したが、その合格者が、7 月 7 日に発表された。

試験区分別の合格率は次のとおりである。

	受験者数	合格者数	合格率 (%)
甲 種	355	148	41.7
乙 1	66	45	68.2
乙 2	123	84	68.3
乙 3	75	50	66.7
乙 4	5,345	2,027	37.9
乙 5	95	75	78.9
乙 6	112	83	74.1
丙 種	1,969	1,174	59.6

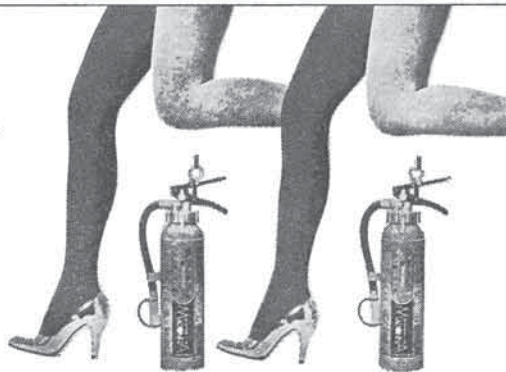
安全が見える窓つき またひとつ超えました。

安心小窓がついた
モリタの消火器
MADONNA

火災御見舞金(最高20万円まで)つき

モリタポンプ株式会社

本 社 / 〒544 大阪市生野区小路東5-5-20 Tel(06)751-1351(代)
営業所 / 東京・大阪・名古屋・仙台・福岡・高崎
静岡・富山・広島・松山・札幌・旭川



平成5年度 募集論文 <優秀賞受賞作品>

危険物の安全管理について

住友電気工業(株)大阪製作所

大山 忠治郎・田中 伸幸

はじめに

当所は、大阪市の西端部此花区にあり、当社で最も古い歴史と伝統のある製作所です。1897年に電線製造を開始して以来、当社の主力製品である電線・ケーブルを中心に光通信システム、高周波製品、ハイブリッド製品、情報制御システム等を製造するとともに、電力エンジニアリング部門の本拠がおかれています。また当所の研究開発部門は、当社の研究開発部門の中心として光システムなど新しい事業を生み出してきました。そして現在でも各事業部門の活動をバックアップするだけでなく、光LAN、ワークステーション、超電導体等数多くのハイテク製品を生みだしております。

このように当所では様々な事業部門があることから、危険物の種類や取り扱い形態、取り扱う年齢層なども様々で、危険物の種類は年々増加の傾向にあります。危険物設備の安全対策は年々強化されていると思われませんが、新聞紙上で事故等のニュースを目にしますと身が縮む思いが致します。

設備の安全対策は技術の進歩とともに年々強化されており、設備そのものに起因する災害は少なくなっているように思われますが、人の誤操作や安全意識の低下、知識不足による災害の危険性は必ずしも少なくなっているとは思われません。安全な設備の導入は基本条件ですが、技術の進歩とともに作業方法が変わる、設備が変わる、新しい人が入るといった変化の中で、危険物の安全管理については次の事項が重要であると考えております。

1. 安全管理体制（管理組織、自主基準等）
2. 保安教育
3. 環境整備（6Sの徹底）
4. 消防訓練

公共の安全確保は企業の社会的責任であり、快適な職場環境造りは企業の継続すべき努力目標です。当所では「感性をたかめ安全で快適な活力ある職場を創造しよう」をスローガンとして安全衛生管理に努めておりますが、以下に危険物の安全管理の一端を述べさせていただきます。何かの御参考になれば幸いです。

1. 安全管理体制

先に述べました通り、所内に様々な事業部門があることから、管理体制も課工場を15部門に分け、安全管理の徹底を図っております。指示命令系と職務を明確にさせることは安全管理を運用する上で極めて重要です。例えば、消防署等官公庁殿からの周知徹底の情報を、課工場の社員一人一人にまで漏れなく伝えたり、御指導事項に対して抜けなく対処する確実さ、迅速さはこの管理体制に関わるからです。

1-1. 安全衛生専門委員会

所長が委員長となり、各課工場長等を委員とする組織です。毎月2回開催され、1回は工場巡視、1回は安全衛生に関する会議が開催されます。工場巡視は巡視の効率を上げるため、6~7名を1班として4班に分かれ、約1時間30分で巡視します。工場の隅々まで整理整頓が行き届いているかを確認するため、安全通路以外の通路や建屋の裏側まで巡視するよう心がけております。また、管理が低調気味と思われる部署や、新人の多い部署は随時、重点的に巡視するようにしております。

1-2. 安全衛生責任者会議（巡視）

安全衛生課長が幹事となり、各課工場代表の安全衛生責任者、安全衛生課員で構成されております。開催内容、巡視の時間等は安全専門委員会と同様です。この会議のメンバーには危険物保安監督者が数名いる為か、危険物に関する指摘事項はより詳細になります。

いずれの巡視も、指摘事項については巡視後メンバー全員に報告しますが、時々「自己申告」もあり、指摘合戦ではなく比較的和やかに指摘内容が説明されます。これらの巡視の特徴として、

- ① 課工場間での管理項目と管理レベルが所内で統一されて向上する。
- ② 管理者自らが他の工場の管理状況を直接巡視する事によって、自工場の管理の参考になるとともに他工場から（第三者の立場で）、直接現場で管理評価が聞ける。また、指摘事項についてみんなでその場で話し合える。

等があげられます。その他、多少の費用がかかる指摘事項に対してもトップダウンのため処置が早いというメリットも有ります。

1-3. 設備安全審査会

このシステムは新たに設備を導入する場合、稼働前に開催します。メンバーは設計課、当該工場の設備部門とオペレーター、総務課(保安)、安全衛生課、(場合によってはその他担当部門)で構成されています。実際に導入しようとする設備を作業手順に従って運転し、安全対策に問題がないかをそれぞれの立場で審査します。審査の結果、問題があれば安全対策が完了するまで使用できません。実際に市販されている設備であっても、また法的に技術基準が満足されていても社内では通用しないことがあります。例えば、先の消防法改正で危険物一般取扱所での自動火災報知設備(以下自火報)の設備が義務付けられましたが、ある工場の軒高(延べ面積約2万㎡)が19.5m~20.5mでした。法的には軒高20m以下が設置対象になっておりますが、19.5mが有効で20.5mでは有効でないと判断することは困難であり、19.5mの天井部には自火報があり、すぐ横の20.5mの天井部には自火報が無いというのは、安全に対する自主管理の姿勢が問われるとの意見から20.5mの天井部にも自火報を設置することに致しました。

また、この設備安全審査会は大きな設備導入の場合、設計段階からデザインレビューとして同一のメンバーで実施しています。

1-4. 所内自主基準

危険物の許可施設・届出(少量危険物)施設につきましては、「危険物等取締規程」を定め、消防法に定められた管理基準より厳しく規程し、管理しております。また、少量未満(指定数量5分の1未満)の危険物の保管管理につきましては「危険物保管管理基準」を定め運用しています。火災は1リッターでもキッカケになること

を考えると、少量未満と言えども悔るべきではありません。ややもすると少量未満であるが故に管理が手薄になる場合が有り得るからです。この基準では危険物を収納する保管箱の材質、表示事項、危険物の台帳管理等を定めています。

2. 保安教育

危険物を安全に取り扱うためには、設備そのものの安全対策が十分になされていることが必要条件ですが、災害事例から教えられることは、人に起因する災害を防ぐことが重要だということです。人に起因する災害を無くすには

- ① 取り扱う危険物の性状を十分に理解すること。
- ② 貯蔵・取扱いの基本を熟知すること。
- ③ 異常時の措置、非定型作業を含む作業標準の意味を理解し忠実に作業すること。

が大切です。いくら「気をつけて作業せよ」と叫んでも、危険物の安全な管理は出来ないと考えます。このため、当所では各種の安全衛生研修の中で危険物講座を含めております。次にその主な研修の一部を紹介させていただきます。

2-1. 新任指導職安全衛生研修(1泊2日)

指導職に昇進した者を対象に、危険物講座を組み込んだ安全衛生研修を実施しています。消防法の講座では災害事例を交えて解説します。災害事例を交えると、例えば二方向避難や戸の押し開き等は容易に分かり、いかに大切なことであるかを理解できます。初めから、消防法はややこしくて難しいと言う者もいますが、消防法は災害事例を予測した、あるいは災害事例から得られた安全対策の集大成であるという認識を持って読むと理解しやすいと教えています。座学の後、実践すべく自分の課工場を自己診断し、危険物に限らず改善すべき項目20項目程度抽出し、各課工場の安全衛生責任者、当該職場の主任の前で発表してもらいます。抽出された改善点は研修

ヤマト消火器株式会社社名を変更し、

ヤマトプロテック株式会社として、

大きく、はばたいています。

今後ともよろしく願いいたします。



ヤマトプロテック株式会社

東京本社 〒108 東京都港区白雲台5-17-2 TEL.(03)446-7151

■営業品目 ビル防災設備/プラント防災設備/船舶・倉庫設備/家庭用防災機器/各種防災機器/各種消火器
本 社 〒537 大阪府東成区深江北2-1-10 TEL.(06)978-0701

名古屋・札幌・仙台・新潟・大宮・八王子・千葉・横浜・静岡・富山・神戸・尾道・広島・岡山・福岡・鹿児島/大原工場

後、及び3ヶ月後の感想文でその後の改善状況を課工場長経由で安全衛生課へ報告するシステムになっております。具体的に、改善された項目の一例を挙げてみますと、

- ① 消火器、歩行距離はあるものの移設した方が見やすく、緊急時取り易い。
- ② 恒温槽の近辺に消火器を増設したほうが安全である。
- ③ 少量未満の危険物保管箱の表示(数量、品名)が色あせて見にくい。

等々。安全意識が高まると普段気づきにくい事が見えてきます。「一人一人が危険物に対する理解を深め、安全意識を高揚させ実践して身につける」ことが安全管理を進める上で非常に大切であり、大きな力になります。

2-2. 全社安全衛生特別講座、危険物編(3泊4日)

各製作所の社員を対象に年2回、大阪で3泊4日の間、職場を離れ危険物に関する研修に専念する講座です。この教育では危険物をさらに深く学ぶために、基礎化学、基礎物理、危険物の性質、消防法、災害事例研究、実験、共同研究等の講座があります。災害事例研究では災害が起きる前の状況をイラストにして、危険のポイントを抽出する訓練(後述のKY訓練)もします。研修を終えた後の懇親会で必ずといっていいほど話題になるのは、可燃性蒸気の爆発実験です。あんなに大きな音がするとは思わなかった、びっくりしました、すごかった等々。受講者全員が、危険物の取り扱いを誤ったり基本作業を怠ると、いかに危険物が恐ろしいかをいつまでも肝に銘じ、各製作所に戻った後も安全確保の重要性をあらためて認識し、危険物の安全管理に努力してくれると思います。

2-3. 危険予知(KY)訓練

当所では1980年から危険予知訓練(KY訓練)を導入しておりますが、1988年からは新KYを導入し、各種安

全衛生教育で実施しております。現在、年間で約150名がこの教育・訓練を受講しています。新KYは危険物だけでなく、日常作業に対しても所要所で実施されておりますが、危険物の取り扱い作業に対しても効果は大きいと考えております。何故なら、取り扱う危険物の引火点や発火点等の性状や静電気等の基礎知識が乏しいと十分な危険予知が出来ません。逆に、熟練者と新KYを重ねることにより、それらの基礎知識が身に付くからです。新KYの進め方は御存知の通り、

①現状把握 ②本質追求 ③対策樹立 ④目標設定の4ラウンドからなっております。この4ラウンドの中で最も重要なのは、①の現状把握だと考えます。現状把握を正確に認識し、「～が～なので～になる」と原因と結果を明確に表現できると、本質追求を誤らずに急所を捕らえることができ、明確な対策樹立が可能になり、目標設定が自然に定まります。例えば、「危険物が爆発する」と言う現状把握の表現は現状把握にはなっておりません。これでは何をどうすれば危険物の爆発を防げるのかまったく分かりません。「引火性の蒸気が発生し、滞留してリレーの火花で引火するので爆発する」というところまで掘り下げて認識し、把握しなければいけません。ここまで掘り下げると次の本質追求、対策樹立では可燃性蒸気の発生を抑えることは出来ないか、可燃性蒸気の滞留を無くせないか、電磁弁を防爆仕様、又はエア一弁に変更するのはどうか等々対策が明確に浮かび上がり、適切な目標を定められます。

KYにも作業KYから交通KYまで様々ありますが、その発想は身近な問題解決にも大いに役立つ発想です。社内外を問わず困った問題が生じたらKYの発想を大いに活用・実践して身に付ければ、業務のためだけでなく自分の思考方法としての財産になると教育しています。

(次号に続く)



HATSUTA

株式会社 初田製作所

大阪本社 〒712 大阪府守口市初田町2-5 TEL. 0720156-1301(代)
東京本社 〒110 東京都港区芝浦4-7-7 TEL. 03(3404)4841

原点はロスプレバンプンションです。



ハツタはあらゆるセーフティニ
おこたえする企業をめざします

頑固な夢がある。
そこに。

危険物 及び 指定可燃物

Q & A (その 2)

この資料は、自治省消防庁が危険物及び指定可燃物について、関係機関の執務上の参考資料として通達した内容を、大阪市消防局の指導により、まとめたものである。

なお、資料中の略号は、次のとおりであり、また各設問の下に既に通知済みのものについては、その抜粋した通達の年月日及び番号（消防庁通達：消防危、消防局長通達：消危）を（ ）書きで参考のため記載した。

- 法……………消防法
- 政令……………危険物の規制に関する政令
- 規則……………危険物の規制に関する規則
- 告示……………危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示

第 1 危険物

1 法 関 係

(法別表第 17 号)

問 10 法別表第 4 類の動植物油類を原料として加工製造された次のような液状の物品は、いかなる品名に該当するか。

- A 水素添加させたもの
- B 複数の動植物油をグリセリンと脂肪酸に分解し、エステル交換により元の動植物油とは異なるグリセリドとしたもの

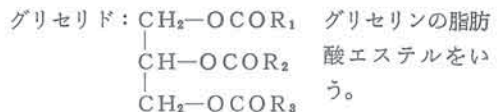
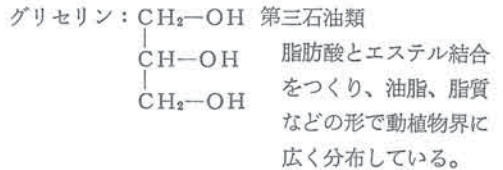
C 動植物油をグリセリドと脂肪酸に分解し、グリセリドの代わりに、しょ糖、ソルビトール、プロピレングリコール等を用いて、しょ糖脂肪酸エステル、ソルビタン脂肪酸エステル、プロピレングリコール脂肪酸エステル等としたもの

答 10 ・ A 及び B は、第 4 類の「動植物油類」に該当するものとして扱って差し支えない。

・ C は、引火点に応じた第 4 類の「石油類」に該当する。

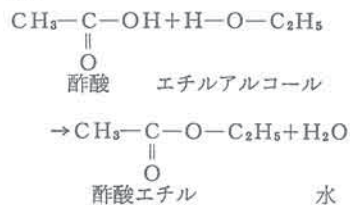
(平成 2 年 10 月 31 日消防危第 105 号・平成 2 年 12 月 13 日消危第 219 号)

備考 水素添加：水素付加のこと。特に不飽和油脂に水素付加して飽和油脂にすると水素添加という場合がある。



エステル：酸と OH 化合物から水がとれて（縮合）できた形の化合物

(例)



暮らしに安心と安全をお届けする

- 屋内外消火栓設備
- スプリンクラー設備
- ドレンチャージャー設備
- 泡消火設備
- ガス消火設備
- 粉末消火設備
- 自動火災報知設備
- 避難設備

創業 30 年の実績と経験で信頼いただく
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検

株式会社 三和商會

本社 大阪市西区京町堀 2 丁目 1 番 17 号
〒550 電話 (06) 443-2456(代)

平野営業所 大阪市平野区長吉出戸 2 丁目 4 番 6 号
〒547 電話 (06) 707-3341



全国危険物安全運動推進キャンペーン標語

“危険物 その時その場が 正念場”

脂肪酸：カルボキシル基（ $-\text{COOH}$ ）を持つ化合物を一般にカルボン酸という。モノカルボン酸を総称して脂肪酸という。

脂肪酸には飽和脂肪酸と不飽和脂肪酸がある。

(例) モノカルボン酸：ギ酸 HCOOH

ステアリン酸 $\text{C}_{17}\text{H}_{35}\text{COOH}$ (飽和)

オレイン酸 $\text{C}_{17}\text{H}_{33}\text{COOH}$ (不飽和)

高級脂肪酸（炭素数の多い脂肪酸）は、グリセリンとエステルをつくり、これを油脂という。

2 政令関係

(政令第1条)

問11 次の物品は、政令第1条第2項の「塩素化けい素化合物」に該当するか。

(1) トリクロロシラン SiHCl_3

(2) トリメチルクロロシラン $\text{Si}(\text{CH}_3)_3\text{Cl}$

(3) エチルトリクロロシラン $\text{Si}(\text{C}_2\text{H}_5)_2\text{Cl}_2$

答11 (1) お見込みのとおり。

(2) 及び(3) 「塩素化けい素化合物」に該当しない。

なお、法別表の品名欄の第3類の項第7号に掲げる「有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。）」に該当する。

(平成元年12月21日消防危第114号・平成2年1月10日消危第241号)

(政令第1条)

問12 ペルオキシ二硫酸塩類及びペルオキシほう酸塩類は $[-\text{O}-\text{O}-]$ なる結合をもった物質であるが、重金属以外の元素のペルオキシ酸塩は通例過酸化に含まれていないために別に指定されたのか。

答12 お見込みのとおり。

備考 平成元年3月1日消防危第14号・平成元年3月16日消危第252号参照

(政令第1条の5)

問13 法別表第3類の項第7号の「有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。）」に該当する、例えば「トリメチルクロロシラン $\text{Si}(\text{CH}_3)_3\text{Cl}$ 」は、自然発火性試験においては自然発火せず、かつ、ろ紙を焦がさないが、水との反応性試験においては火炎により着火する。しかし、この場合、水と接触

して生成するガスは不燃性の塩化水素 (HCl) だけであり、また、トリメチルクロロシランは、試験実施条件下で引火性を示す物品であることから、このような物品については、第3類ではなく、引火点に応じた第4類の「石油類」としてよいか。

答13 お見込みのとおり。(平成2年10月31日消防危第105号・平成2年12月13日消危第219号)

(政令第1条の5)

問14 政令第1条の5第6項には「発生するガスが可燃性の成分を含有すること」と規定されているが、可燃性成分の含有率について規定はあるか。

答14 含有率は問わない。(平成元年7月4日消防危第64号・平成元年8月18日消危第123号)

(政令第1条の6)

問15 引火点が 100°C 以上の物品の水溶液の引火点をクリーブランド開放式引火点測定器により測定すると、水が沸騰し、気化した後、引火する場合があるが、この場合当該水溶液は引火点がないものと解してよいか。

答15 お見込みのとおり。(平成元年7月4日消防危第64号・平成元年8月18日消危第123号)

備考 (例) エチレングリコールの水溶液、界面活性剤で乳化した流動パラフィンの水溶液

(政令第1条の6)

問16 塩素系溶剤とアルコールの混合物は、タグ密閉式引火点測定器により引火点を測定する場合には引火しないが、クリーブランド開放式引火点測定器により引火点を測定する場合には引火点が測定される。このような物品については、引火の危険性を判断する試験をいかに行うのか。

答16 法別表備考第10号の引火の危険性を判断するための試験は、タグ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験において引火点が 80°C 以下の温度で測定されない場合にあっては、クリーブランド開放式引火点測定器により引火点を測定する試験とされている。

したがって、設問の場合には、クリーブランド開放式引火点測定器により引火点を測定する試験が法別表備考第10号の引火の危険性を判断するための試験となる。(平成元年7月4日消防危第64号・平成元年8月18日消危第123号)

(次号に続く)

24 時間営業給油取扱所 深夜査察実施(東京) 施設の 42% に管理違反

都市活動の24時間化に伴い、給油取扱所の24時間営業が全国で増加しているが、東京消防庁では、深夜の給油取扱所の安全管理体制の向上をはかるため、今年3月東京都内にある給油所の8.4%にあたる226の営業給油所を深夜に一斉査察した。

今回の査察の重点目標は、無資格取扱いの有無、保安監督業務の履行状況、教育・訓練の状況などソフト面におき実施された。

■査察結果

226ヶ所の給油所のうち、42.5%にあたる96施設に314件の管理違反があった。

- ① 危険物取扱者が不在で、無資格者による危険物の取扱いが行われていた。……17施設(全体の7.5%)
また、資格者が在籍していても、少ないため、無資格取扱いの発生や、資格者が1人のため、外出時に無資格取扱いが予想される施設が、合せて63%にも見込まれ、深夜営業時の資格者不足が指摘されている。
- ② 保安監督者又はその代行者が不在で、保安監督業務が行えない体制のもの。……18施設(8%)
また、代行者の選任がないため、監督者が不在となることが予想される施設を合せると、全体の約20%が監督者不在となるおそれがある。
- ③ 自衛の消防組織が、24時間営業の実態に合っていないもの。……43施設(19%)
- ④ 深夜勤務者に対する保安教育や訓練が未実施、或いは不十分であったもの。……74施設(32.7%)
(本件、全危協だより№13より)

(財)大阪府危険物安全協会 副理事長に三好氏(堺・高石)

財大阪府危険物安全協会では、理事会において、副理事長下条信治氏のご逝去に伴う役員改選が行なわれ、その後任理事として堺市・高石市防災協会連合会より北野茂氏が選任された。

また、欠員となった副理事長の選出では、新副理事長に、三好治雄理事(堺・高石)が選出された。

■箕面市防火協会 創立30周年

箕面市防火協会では、昭和39年協会創立以来、30周年を記念し、7月3日午後2時30分から箕面観光ホテルで、記念式典を挙行了した。

式典には、箕面市長他多数の来賓や会員が出席して開催、創立当初よりの会員等の表彰が行われ、引き続き記念パーティーが開催された。

なお、記念事業の一つとして、箕面市へ消防作業車1台が寄贈された。

■柏羽藤火災予防協会

総会並びに危険物部会研修会を開催

柏羽藤火災予防協会では6月11日(金)柏原市のサンヒル柏原において部会員約60名出席のもと研修会並びに総会を開催した。

当日は講師として、同消防本部の井関 予防課長による「事故防止の心掛け」と題した講演が行なわれた。会員は始終熱心に聴取し、また質問も飛びかい充実した意義なる講演会となった。

また、引き続き同会場で、大阪府危険物安全協会の松村専務理事をむかえ、総会を開催し平成5年度事業計画、予算など承認されとどこおりなく終了した。

MORITA
森田ポンプ株式会社

本社 〒544 大阪市生野区小路東5丁目5番20号 TEL.06(758)9723

MORITAが誇る
先進の技術を駆使した
ツインジェット推進ポンプ搭載の
小型消防救助艇



危険物取扱者予備講習ご案内

平成5年度第2回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験予備講習会を開催いたします。

1. 日時・会場

種別	講習日	時間	会場
甲種	9月17日(金)、9月20日(月) 9月28日(火)	9時30分～16時	大阪府商工会館 (地下鉄本町駅ヨリスグ)
乙種 第4類	1期	9月16日(木)、9月27日(月)	大阪府商工会館
	2期	9月29日(水)、9月30日(木)	大阪府商工会館
	3期	9月22日(水)、9月24日(金)	大阪府商工会館
	4期	9月21日(火)、9月22日(水)	堺市民会館 (南海高野線堺東駅ヨリ8分)
	5期	9月30日(木)、10月1日(金)	泉佐野市消防本部講堂 (市役所前バス停ヨリスグ)
	6期	9月16日(木)、9月17日(金)	守口門真商工会議所 (京阪・門真市駅ヨリ8分)
	7期	9月20日(月)、9月21日(火)	高槻市消防本部 (JR・阪急高槻駅ヨリ10分)
	8期	9月13日(月)、9月14日(火)	摂津市消防本部 (市役所前バス停ヨリスグ)
休日コース	9月15日(祭)、9月19日(日) 9月23日(祭)	10時～16時30分	大阪科学技術センター (地下鉄四つ橋線本町駅ヨリ5分)
丙種	9月29日(水)	9時30分～16時30分	大阪科学技術センター

2. 受付場所と受付日時

① 四つ橋ビル以外は、本会より各所に係員が出張して受付しますので、時間内をお願いします。

② 各受付場所とも、各講習会場の受付数を割り当てしていますので、満席の際は受けできませんからご了承下さい。

受付場所	日 時
岸和田市消防本部内	岸和田市火災予防協会 9月2日(木) 午前10:00～11:30
泉佐野市消防本部内	泉佐野市火災予防協会 9月2日(木) 午後1:30～4:00
堺市高石市消防本部内 (南海・湊駅北へ6分・大浜南町)	堺市高石市防災協会連合会 9月3日(金) 午後1:30～4:00
茨木市消防本部内	茨木市災害予防協会 9月6日(月) 午前10:00～11:30
高槻市消防本部内 (5階会議室)	高槻市火災予防協会 9月6日(月) 午後1:30～4:00
東大阪市西消防署内 (近鉄・小坂駅北へ6分)	東大阪市西防火協力会 9月7日(火) 午前10:00～11:30
守口消防署 (地下鉄・守口駅前)	守口消防署 9月7日(火) 午後1:30～4:00
豊中市消防本部内 (阪急宝塚線・豊中駅より南へ5分)	豊中防火安全協会 9月8日(水) 午前10:00～11:30
四つ橋ビル8階 (地下鉄・四つ橋駅北出口2号)	財大阪府危険物安全協会 9月9日(木) 午前10:00～午後4:00 9月10日(金)

3. 休日コースの申込方法

(注) 12:00～13:00までは昼食休憩時間です。

休日コース(定員140名)は電話(06-531-9717)で予約受付、定員に達し次第締切。

4. 会 費

(会費には、各テキスト代を含みます) テキスト不要の場合は甲種、乙種 各2,000円減額。(テキストは平成5年度用改訂版を使用)

種別	会 員	会 員 外
甲種	15,000円	18,000円
乙種4類	11,000円	13,000円
乙種(休日コース)	15,000円	18,000円
丙種	5,000円	6,000円